

被扶養者の年間収入について

被扶養者の年間収入について

令和8年4月1日から、「労働条件通知書」等によって年間収入を判定できるようになります。

対象者	給与収入のみの被扶養者 ※年金収入や事業収入があると従前通り
年間収入	・同一世帯:被保険者収入の1/2未満 or ・同一世帯でない:被保険者からの援助額より少ない かつ 「労働条件通知書」等に記載の賃金見込み額が130万円未満 ※60歳以上or障害等級該当⇒180万円未満 ※19歳以上23歳未満⇒150万円未満
労働条件通知書等	・所定時間外労働の賃金は原則含まない ・通知書等の賃金は諸手当や賞与(確定している場合)含む。 (臨時収入は社会通念上妥当なら含まない)

◆今回の変更の趣旨

労働契約段階で見込み難い「所定時間外労働に対する賃金」を含まないことで
⇒繁忙期に就業調整することなく、扶養から外れず働くことを可能に！

上記以外の場合は、従来通りの方法によって年間収入を判断します

<事務所より>

今年は冬期オリンピック、WBC、サッカーワールドカップとイベントが続きます。スポーツ観戦を楽しみに刺激を受けながら、仕事も新たな挑戦をしていきたいと思えます。

今月の年金相談日は12、26、30日です。

ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

 えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4番地
<https://www.eto-srgs.com/>

☎ 0247-82-6265